

スイス商人ハンス・シュペリの日本論

— 印章にみる日本の文化と社会 —

踊 共二

はじめに

幕末から明治にかけて来日した欧米の外交官、軍人、学識者、文化人による日本論や日本紹介は枚挙にいとまがない^①。本稿でとりあげるハンス・シュペリ (Hans Spörry, 1859-1925) は、スイス、チューリヒ出身の絹商人であり、一八九〇年から一八九六年まで横浜 (関内) の外国人居留地に住み、スイス系貿易会社に勤めて輸出入の絹を鑑定する業務に携わった。そのかたわらシュペリは、日本の文化を深く研究し、伝統工芸品・美術品を広く収集していた。とくに価値が高いとされるのは、芸術品から日用品まで、当時のあらゆる種類の竹製品を集めたコレクションである。それらは今ではチューリヒ大学の民族学博物館に収蔵されている。一九〇一年にシュペリが刊行した『日本竹譜——日本における竹の利用法』は、当時のヨーロッパ世界でもっとも詳しい竹の文化誌であった。それより先、一八九七年にロンドンの王立キュー・ガーデンズ植物標本館においてイギリス商人チャールズ・ホーム (Charles Holme,

肌ざわりも良い高級な布地だけが好まれてきたが、日本では「くず繭」からとれる真綿を使った紬の着物や半纏、布団などが庶民の生活に根を下ろしている。この国において絹は特権階級の独占物ではなく、働く民衆の身体を包んで暖めてきた。その点で日本の絹の文化には奥深さがある。シュペリはこのように捉えていた。⁴以下述べるのとおり、日本の印章の文化についてもシュペリは同じ視点で紹介と分析を行っており、その著書は絹の文化論、竹の文化誌に勝るとも劣らない精彩を放っている。

写真1：シュペリが住んだ横浜の関内居留地47番／ツイーグラー・メーリアン商会 (Spörry, Mein Lebenslauf, Bd. II, S. 1)

1848-1933) が収集した竹製品が展示され、カタログも刊行されているが、それは体系的とは言えないものであった。²

シュペリの生涯と彼の日本理解については、二卷からなる自伝(一九二五年刊行)をつうじて詳しく知ることができる。³シュペリは同業者である日本の商人および職人の生活世界に常に共感に満ちた視線を注いでいた。シュペリは絹と竹と紙に日本文化の粋を見ていたが、彼がとくに重視したのは、それらの実用的で美しい品々と市井の人々の日常生活、職業生活との深い結びつきである。たとえば絹はヨーロッパにおいてはいつの時代も贅沢品であり、見栄えも

印章と伝統文化

シュペリは来日間もないころ、横浜の日本人街の印判師 (Stempelschneider) が店先で無心に仕事をする様子に感銘を受けた。その後シュペリは日本国内のあちこちを旅するが、行く先々で印房を訪ね、さまざまな作品を観察し、職人たちに質問を浴びせた。やがて横浜の自宅には収集品とメモが山のようにたまっていった。一八九六年、リューマチの療養のために滞在した草津の温泉宿で、シュペリは『日本の印章』の草稿を書くにいたる。シュペリによれば、日本の印章の文化を初めてヨーロッパ世界に詳しく紹介した書物はイギリスの収集家ジェームズ・ロード・ボウズ (James Lord Bowes, 1834-1889) の『日本の銘と印章』(一八八二年)である。ただしこれは美術品の製作者の銘を中心に扱ったものであった。⁵⁾これに対してシュペリの『日本の印章』は、あらゆる時代、あらゆる種類の印章に言及している。出版は一九〇一年、出版地はチューリヒである。古代・中世にさかのぼる日本の印章の歴史について、シュペリはケンペル (Engelbert Kaempfer, 1651-1716) やシーボルト (Philipp Franz von Siebold, 1796-1866) とこの先人たちの記述を参照しつつ、また知己であった東京帝国大学教授カール・フロレンツ (Karl Florenz, 1865-1939) や坪井九馬三 (1858-1936) に学問的な助言を仰ぎながら、徹底的な研究を行っている。さらにシュペリは、実務に使われる種々の印章に強い関心を抱き、いわゆる「実印」の法律的役割を論じた英吉利法律学校 (のちの中央大学) の校長、増島六一郎の論文も参照している。⁷⁾当時の一般的な日本人をはるかに超える知識を得ることができたであろう。この書物は本文六三ページで、多数の図版資料を含んでいる。構成は以下のとおりである。

はしがき

序論

第一章 日本印章史の概観

A 文武天皇と大宝律令

B 伊勢の神宮印

第二章 各種の印章

A 血判 (Blutstempel) / 押手 (Handabdruckstempel) / 書判 (Geschriebener Stempel)

B 印判 (Gravierter Stempel)

(一) 寺院印、護符など (二) 遊印、十二支印 (三) 実印、認印、店判 (四) 公印

C 美術工芸品にみる印章および銘 (Merkzeichen)

第三章 印判の形状

第四章 印材

第五章 日本の印判師、その道具と仕事場

附論 「中国の印章」

年表 / 目次 / 図表

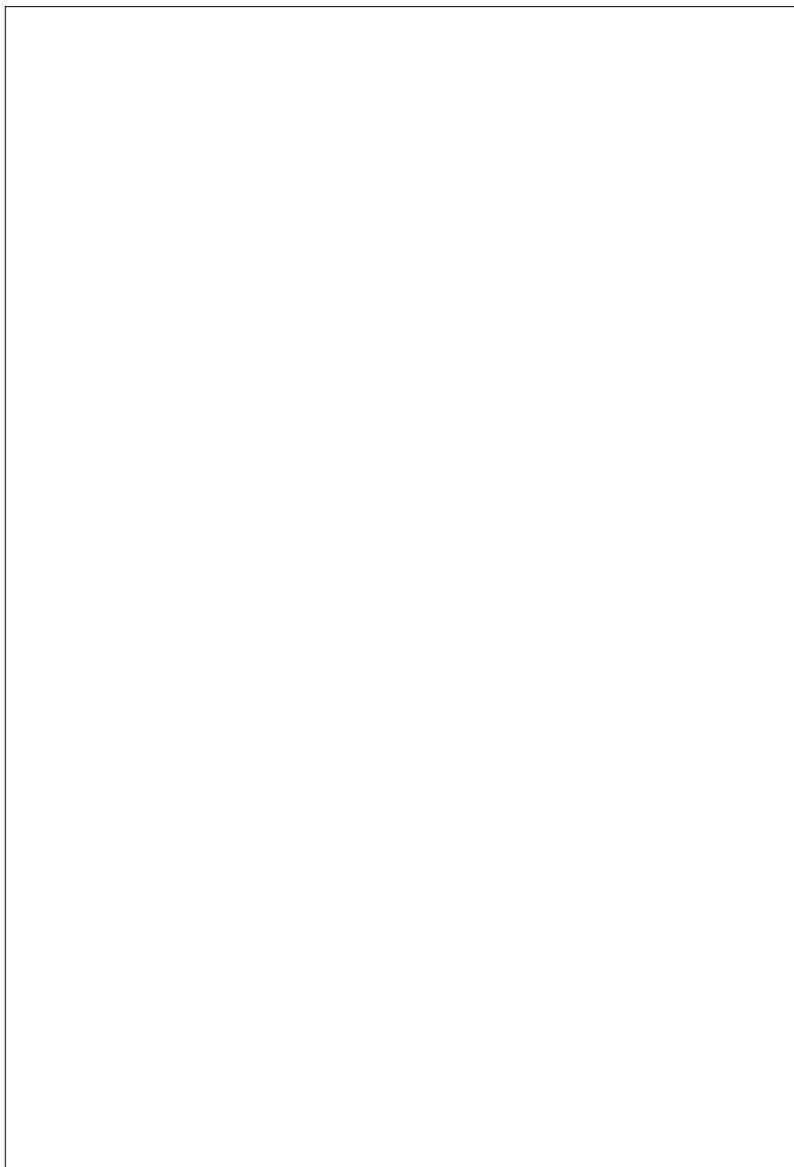


図1：ハンス・シュベリ著『日本の印章』のタイトルページ

図2：伊勢の大神宮印 (Spörry, Stempelwesen, S. 10)

以下この書物の内容を紹介しながら、シュペリの日本論の特徴を検証したいと思う（ただし本書の第三章以下は、印判それ自体の形や素材、製作過程を微細に論じた部分であるから、本稿では検討しないことにする）。

まずシュペリは「はしがき」において日本の印章との出会いを振り返り、序論では印章研究の意義について論じている。シュペリによれば、欧米人の日本文化研究において印章を対象とするものはほとんどない。日本の印章は、天明四年（一七八四年）に志賀島で発見された金印からわかるように中国の影響を受けて使用が開始されたが、その後の長い歴史のなかで独自の発展を遂げており、その独自性を知ることとは日本文化の理解を深めることにつながる。なお、そもそも印章は中国起源ではなく、古代のアッシリアやエジプトからインドを経て中国に伝わったものと考えられる⁽⁸⁾。

第一章のAでは、まず古代日本の「官印」が扱われている。具体的には、大宝令（七〇一年）の公式令に定められた官印——天皇御璽、太政官印、諸司印、諸国印など——が紹介され、古来は天皇だけが印章（印判）を所持していたこと、大宝令以後はじめて国司 (Landesfürsten) などにも独自の印章が許されたこと、それからさらに三〇余年を経て特定の神社にも印章が認められたこと、そして八世紀半ばに豪族、文士、書家、神官、仏僧などが私印 (Privatstempel) を持つようになったことなどが確認されている。次いで第一章のBでは、天皇によって与えられた伊

勢神宮の印章すなわち「大神宮印」「内宮政印」「宝受宮印」のことが詳しく述べられている。⁹⁾

第二章は中近世から明治にいたる印章のあり方を多角的に検討した章であり、本書の中心をなしている。最初にシュペリは、日本人が古くから文書の内容を確認するために用いてきた印判以外の「しるし」を列挙している（第二章のA）。すなわち、血判、爪印、拇印、押手、書判などである。シュペリによれば、血判は強い決意を表明する誓約や重要な契約にさいして用いられ、通例、左手の無名指（薬指）を針か小刀で傷つけ、血を出して紙に押しつけ、さらにそこに右手の親指の爪を押し当てる方法がとられたという。シュペリは、侍の敵討ちの連判状や庶民の非合法な夫婦契り、罪人の口書（供述調書）など、血判が用いられてきた具体的なケースを示しながら、明治政府が血判の法的拘束力を否定してもその慣行は残り続けていると論じている。次にシュペリは、爪印（Fingernagelstempel）について解説している。爪印は古くは印章を持たない貴族の女性や子供が用いたが、徳川時代にはあらゆる階層の人々に利用された。これは親指の先と爪に墨などをつけて紙に押しつけるものである。用途は罪人の口書や離縁状であった。拇印は左手の親指の腹を押しつけるもので、これも口書などに使われ、不名誉と結びついていた。ただし明治時代には拇印はもはや必ずしも犯罪と結びついてはおらず、シュペリの伝えるところによれば、一八九五年に前橋のある医師は業務上の書類を出しに裁判所に出かけ、印判を忘れたので間に合わせに拇印を押したが、書類は無事に受理されたという。他にもシュペリは、宿屋の客が書留郵便を受け取るさいには、印判を携行していなくても、受領書に本人の拇印と宿屋の主人の認印を押せば事足りるといった例を挙げている。そもそも印判を持たない人が拇印を使って何らかの証明を行う例もあり、これにはヨーロッパにおいて字の書けない者が用いる三連の十字印（Drei Kreuze）と同じ機能があるとシュペリは述べている。次は押手と書判である。押手（手形）は寺院への寄進状などに使われていたが、厄除けに用いられることもあるとシュペリは記している。書判は花押ともいい、上流の人々が自署をくずして



図3：爪印の実例／親指の先と爪の跡が見える
(Spörry, Stempelwesen, S. 16)

図5：武将の花押／豊臣秀吉。「悉」の字が使われている (Spörry, Stempelwesen, S. 22)



図6：工芸師の花押／刀鍛冶、明珍紀宗介 (Spörry, Stempelwesen, S. 22)

図4：押手の実例／子供の手形 (Spörry, Stempelwesen, S. 18)

書いたもので、名乗とは関係のない別の文字を使う場合もあった。シュペリは一〇世紀から一七世紀にかけての有名人（武将など）の花押を例示し、同時に刀鍛冶、紀宗介（明珍）といった工芸師の書判も紹介している（図3～6を参照）。シュペリによれば、一七一八世紀には武神官、僧侶、工芸師など各界の著名

人の花押を集めた解説書が出回っており、茶人だけの花押集もあったという¹⁰。

第二章のBは、彫られた印章つまり印判にふたたび焦点を当てている。最初にBの(一)でとりあげられているのは寺院の印章である。寺院においては、所領の管理や参詣者への対応のために印章が不可欠であった。巡礼地の僧侶は寺の印章をあしらった杖や手拭い、装束などを販売しており、「観光業」(Freundenindustrie)を営んでいたに等しいとシュペリは解説している。日本の巡礼者は、訪れた寺(札所)の宝印を巡礼用の白装束(判衣)に所狭しと押し、参詣の証拠ないし記念として自宅に持ち帰るのが常であるとも述べられている。護符に関する記述もある。さらにシュペリは、神社の神札にも言及し、図版資料として上州、草津の白根神社の印章を掲載している(図8の右下の二つ。最後のものは「神璽」と読める)。シュペリの『日本の印章』は、宗教や習俗についての考察を含んでおり、民俗学的関心にも応えることのできる内容である¹¹。

第二章のBの(二)は、書家や絵師の落款印つまり遊印(Spielereistempel)などをテーマとしている。徳川時代に生け花や茶の湯とならんで書画が流行した一因は、権力を奪われた公家たちが非政治的な世界に閉じこめられ、いやおうなく風流人として日々を送ったからだとシュペリは分析している。ともあれシュペリは、掛け物などに使われる各種の書画印について詳述し、彼らが旅に用いた印筒や文具箱にも触れている。次にシュペリがとりあげているのは、日付印(Datumstempel)と呼びうる十二支印である(十二支は月にも時刻にも用いられる)。シュペリはまず日本の暦法について述べ、十二支による時刻の表し方を詳しく説明している。一日は深夜零時(子の刻)を始まりとする一二の「刻」(Doppelstunden)に分けられ、「刻」はそれぞれ四つの「時」に細分されている。たとえば「丑の半刻」(ushi no han kokuf/ die halbe Stunde des Stiers)と「言えは夜中の三時の」とである。十二支印の鈕すなわちつまみの部分は、それぞれの動物をかたどっている。十二支は運・不運と結びついており、今でも庶民は午の月(五

月)と戌の月(九月)に災いが起きると信じ、旅や引越、衣服の新調などを控えるのが慣わしであるとシュペリは伝えている。¹²⁾

以上、第二章のBの(一)と(二)の内容を紹介した。シュペリの意図は、各種の印章を糸口にして日本の歴史、芸術、民俗などを描き出すことであつたと考えられる。とくに詳しいのは民衆生活についての記述である。次に第二章のBの(三)の題材である実務用の印章に目を向けたい。しかしこの部分は明治時代に起こつた政治的・社会的変化、西洋世界との接触を前提として書かれており、それに先立つ叙述とはやや性質が異なるため、ここで章を改めることにしたい。

近代日本の胎動——実印、認印、商家の店判

江戸時代の武士たちは、関所手形に使う印影をあらかじめ関所に届けており、役人はそれによつて通行者の手形の真偽を確かめることができた。この印影は「印鑑」ないし「判鑑」と呼ばれた(本稿で「はんこ」そのものを言い表すのに「印鑑」ではなく「印判」という語を使うのは、こうした歴史的背景を考慮してのことである)。武士とは違つて庶民は、町村の役人が作成した通行証(切手)を使つて関所を通つており、印影を届ける必要はなかつた。しかし庶民のなかにも印判を所持し、これを庄屋や年寄に届けて「実印」(der echte Stempel)として用いる者もいた。明治時代になると日本国民には平等に印判を持つ権利が与えられ(stempelähig)、シュペリによれば、会社や銀行だけでなく一般の人々も広く——「男も女も、商人も職人も、芸術家も学生も、果てはバタ屋やクーリーまで」——実印を持つようになった。近代日本における実印は、言うまでもなく、文書に法律的拘束力を与える役割を果たす。

図7:実印(左)と認印(右)
／東京の官吏、大橋潤蔵
(Spörry, Stempelwesen,
S. 38)

これを持つことは、明らかに実益だけでなく自尊心とも結びついていた。ある意味で実印の所持は、ヨーロッパ人が高価な「ブローチやブレスレットや指輪を所持するのと変わらない流行」であるとシュペリは述べている。なおシュペリによれば、印材はツゲが代表的であるが、牛角、象牙、水晶なども好まれていたという（書体は篆書が多いが、楷書もあった）。こうした明治の「はんこブーム」のなかにシュペリは、封建時代の抑

圧から解放されていく農工商の庶民の逞しい姿を見ていた。彼らは、父母の世代には禁じられていた朱色の判を好んで書類に押すようになっていた。シュペリは県庁（のちに市役所）で行う印鑑登録の制度についても詳しく紹介し、各種の契約書に押された実印に疑いがある場合は、役所に「印鑑証明」(Stempelbeglaubigung)を求めることができると述べている。ドイツのシュルツェ姓やミュラー姓と同じように日本人には小林姓や鈴木姓の人が非常に多いから、印判は混同や偽造の危険が高いのではないかと疑問に対して、シュペリは次のように答えている。印判の大きさや形は作る人によって違い、印判師が新しい印を仕上げるさいには目に見えない切れ込みを入れるので偽造は困難である、と。なおシュペリは、自署のない文書は実印が押さえていても無効だと考えるのは誤解であり、実印はそれだけで法律的拘束力をもつと述べ、西洋との違いを強調している。¹³⁾

シュペリは実印について論じた後、各種の「認印」(Anerkennungstempel)について考察している。認印は実印を要しない種々の確認、証明、金品の受領などに日常的に使われ、印影を役所に届ける必要はない。認印には所有者の名前の一部だけを刻むことが多い。女性の場合は平仮名も使う。商人も芸術家も、また一般の人々も、個々の必要に応じて多くの印判を作って使い分けているが、それらはみな分類上は認印である。シュペリは認印に分類される印判として次のようなものを例示している。各種の証明書や通知書に使う「証文印」、取引に使う「手形判」、手書きの

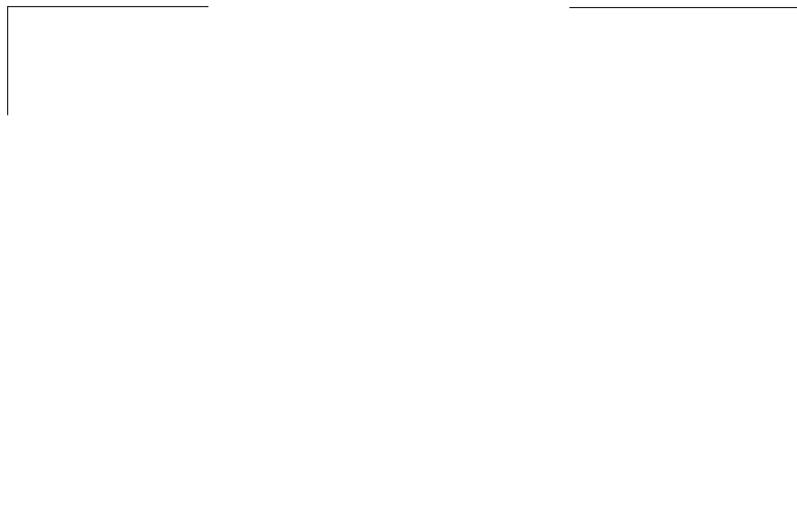


図8：山本館（草津）の店判、その他（Spörry, Stempelwesen, Tafel. 1）

紙や札に使う「書付判」、贈答品に使う「熨斗」の判などである。シュペリによれば、日本の認印は、ヨーロッパの会社や私人が手紙の差出人を示したり書物や物品の所有者を示すために使うスタンプに似ている。しかしながら、日本の認印の数と種類は驚くほどで、その理由の一端は日本人の「筆まめ Schreiseligkeit」にある。日本人は些細なことで書類をつくり、慶賀以外にも折りにふれて——年に百回も——便りをしたためるので、印判は欠かせないものであり、いつも同じ印を使うのでは野暮 (ungeschickt) である。ここでシュペリはやや誇張を含んだ議論を展開しているが、基本的には間違っていないであろう。「些細なこと」で日本人が書類を作って捺印する例としてシュペリは、郵便の不在配達票を挙げている。彼自身が自宅で受け取った不在票（下げ札）には、再配達のために持ち帰った旨が記され、「横浜郵便電信局第四区集配人」の認印がしっかり押してあったという。次にシュペリは、各種の「店判」(Ladenstempel, Geschäftsstempel) について論じている。商家にあっては、売り物や見本品、郵便物が頻繁に行き交い、従業員の数も多く、分担で業務を行

次に賃銭印が一つ（ちん済と彫られた長方印）、消印が一つ（長方印）、荷物取扱所名の入った荷物印（丸印）、封緘印が三つ（長方印）、最後に店主の遊印が一つ（白文印）である。なお、その下の四つの印判は、左から、草津在住の医師が所持していた遊印が二つ（白文印と朱文印）、隣はすでに述べた白根神社の印章が二つである。ところでシュペリは、大都市の商社などでは半分漢字、半分ローマ字の店判を使ったり、漢字の店判とローマ字の店判を作っている場合もあると付記している¹⁵。

写真2：草津村（当時）の風景
 (Spörry, Mein Lebenslauf, Bd. II, S. 214)

っているから、多数の印判があっても当然であり、それぞれ厳密に用途が決まっている。ただし明らかに趣味 (Liehaberei) で作っている印判もある、とシュペリは書いている¹⁶。

すでに述べたように、シュペリはリユーマチの治療のために草津の温泉に逗留し、『日本の印章』の原稿もそこで書いた。宿の名は山本館という（現存）。彼は主人に店判の数々を見せてもらい、それらの印影を持ち帰った（実印だけは押ししてくれなかったという）。シュペリが集めた山本館の店判は以下のとおりである（図8を参照）。左上から、認印が五つ（小判印二つ、丸印二つ、角印一つ）、次に仕切判と呼ばれる住所の入った店判が五つ（丸印が四つ、角印が一つ）、経理に用いる合わせ印が二つ（いずれも丸印）、勘定印が一つ（勘定済と彫られた長方印）、蔵書印が一つ（長方印）である。左下は、まず相済み印が一つ（長方印）、

図9：各種の焼印(Spörry, Stempelwesen, S. 41)

つづいてシュペリは、酒樽、荷箱、家具、道具、履物など、さまざまな品物に押される「焼印」(Brennstempel)を紹介している。それらは家業を示す看板などに使われてきたヨーロッパの伝統的な標章 (Hausmarke, Hauszeichen) に似ていると彼は述べている。図9はシュペリが例として掲載している焼印であるが、彼が分析しているように、家名(屋号)、象徴的な文字、純粹な図案の三種類がある。このなかには尾上菊五郎の「重ね扇」や市川團十郎の「三升」の紋も見える。シュペリは「三升」の焼印が押された菓子が広告のために町中で売られていると報告している。¹⁶⁾

第二章のBの(四)では、官公庁の印章のことが短く論じられている。ここではまた、新生日本において伝統的な印章の文化が西洋的制度と混じり合う局面が描かれている。シュペリによれば、日本において印章は七世紀以降まず天皇によって使用され、漸次、官職者や神官などに捺印の権限が与えられた。近代日本の官公庁も、そうした古い伝統を受け継いでいる。ただし明治政府は、前時代的な印章の使用方法を廃止しつつあり、ヨーロッパ世界の印章を模倣した部分もある。たとえば旅券に押される大型の角印は、中国的、日本的に見えても基本的な構図はヨーロッパ流である。日本の官公庁は、日本人に対して通知を出す場合、税務署であれ警察署であれ公印を押すが、欧米人に対して英文で通知を出す場合はこれを省略することがある。ここには、旧習にこだわらない柔軟な姿

勢を見せようとする役人たちの意図が読みとれる。シュペリは新しい時代の動きをこのように分析している。庶民もまた、日本文化のルーツである中国の文物に背を向けるようになり、それまでは疎遠であったヨーロッパの文明を盛んに吸収しようとしている。日本の郵便や電信、鉄道の制度はヨーロッパから移入されたものであり、欧米式の業務用スタンプの利用方法も採り入れられている。しかしながら、日本固有の慣習も根強く残っているため、業務中に必要な押印の回数は欧米よりもはるかに多くなっている。シュペリはとくに「はんこだらけ」の日本の電報に驚いている。彼の時代には、電信の文面と封筒の裏表を合わせて十一箇所に日付印、番号印、受付印、公印などが押されており、その色は茶、青、赤の三色であった。もちろんシュペリは、複雑だから非合理だと主張しているわけではない。むしろ逆に、草津の山本館の店判の分析にも見られるように、慎重に仕事を分け、要所要所で確認のために捺印を求め、精確を期する日本的な手続きに敬意を払っている。ヨーロッパにおける公私の印章や署名の歴史もじつさい複雑であり、日本人にそれを伝えようと思えば、本書つまり『日本の印章』よりはるかに多くの紙幅を費やす必要があるとシュペリは述べている。¹⁷⁾ ここには、東西の歴史的伝統に等しく共感的な理解を示す姿勢が読みとれるであろう。

第二章のCは、陶磁器や漆器、織物、刀装具、書籍などに見える印章や銘に関する解説である。例として詳しく論じられているのは、長次郎茶碗の「楽」の印である（この部分は前述のボウズの著作に依拠している）。シュペリによれば、日本の伝統工芸品の印章や銘は製作者の権威と品質を示すしであったが、大量生産時代においてもその精神は消えておらず、ほかでもない「トレードマーク」(Handelsmarke) に受け継がれている。ここにもシュペリは、伝統と現代の結びつきを見いだしている。¹⁸⁾

おわりに

「金印勅書」（一三五六年）の例に見られるように、ヨーロッパにおいても重要文書に印章を使う習慣は中世から存在し、捺印には赤や黒の蠟が用いられた（中世ヨーロッパの印章の文化は、さらにローマ帝国の伝統にさかのぼる）。なお「金印勅書」は金の塊に王印を捺したものであった。印章の所持者は、王、貴族、自由都市などであった。その後、一五、一六世紀になると、文書確認の手段として印章と署名の併用がみられるようになり、やがては署名だけでなくよしとされるようになる。そもそも印章は貴金属や宝石で作られることが多く、その使用は王侯貴族の文化と結びついてきた。近代史の主役である市民たちには、そうした印章を時代遅れと見なす傾向があった。ただし印章が消えてしまったわけではない。たとえば信書の封緘には印章と封蠟が使われつづけた。また一七世紀には新たにイギリスで政府発行の「印紙」（捺印された紙片）を用いる制度が始まり、一九世紀には郵便切手にスタンプが押されるようになる。¹⁹東西の印章には当然のことながら共通点があり、重要文書の真正性の確認、意志の表明、権威や資格の付与、有効性の証明といった同じ必要から生まれたものなのである。そうである以上、シュペリの著書の内容は、ヨーロッパ人にも十分理解できるものであったに違いない。その序論には、「印章は国によって民族によって、また文化の段階によって多種多様ではあるが、驚くほど一致していることもある」と記されている。²⁰

日本の印章は、古代・中世以来、政治、宗教、美術工芸、そして経済活動と深く結びついていた。とくにシュペリが注目したのは民衆世界であり、新時代の到来とともに封建制の桎梏から解放された商工業者の世界である。彼らは昔日の武士と同じように正式に名字を持ち、実印を所持する権利を得た。日本の印章の文化は、彼らの参画によつ

て裾野を広げ、実業の世界との結びつきをいっそう強めながら、また西洋的なものと融合しながら、独自の展開を見せている。シュペリはここに近代日本の文化と社会の縮図を見ていたと言えるであろう。

一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて日本の文化と社会を論じた欧米人の見解は多種多様であるが、新渡戸稲造(1862-1933)の書物、すなわちInazo Nitobe, *Bushido: The Soul of Japan*, Philadelphia, 1899の影響もあって、武士道こそ日本人の精神的支柱であり近代日本の躍進の原動力であると主張する論者は多い。たとえば、お雇い外国人教師として日本の工業化を支援したイギリス人ヘンリー・ダイアー(Henry Dyer, 1848-1918)が典型例である。²¹⁾日本の商人に関しては、ダイアーを含めて、「商業道德」の低さを指摘する著述家が数多くいる。一七世紀前半のオランダ商館長カロン(Francois Caron, 1600-1674)の『日本大王国志』の記述が、「虚言を吐いて恥じることのない日本商人」というステレオタイプの源の一つと推測される。この種の認識は、幕末に来日したプロイセン使節の記録にもスイス使節の記録にも登場する。ただしスイス使節の团长アンベル(Aime Humbert, 1819-1900)は、日本の貿易商人が商品の品質を偽る例を挙げると同時に、ナンセンスとかボナバンチュールといった偽りの署名をした請求書を出し、山ほど作っていた外国商社の例も挙げ、一種の「相対化」を試みている。²²⁾一方、ハンス・シュペリは、日本の商人の虚言に惑わされた実体験を自伝に記しているものの、商人(Akindo)こそ近代日本の牽引役であるという認識を絶えずもちつづけていた。²³⁾シュペリが日本の印章を論じるにあたって、貴族や武人や文士だけでなく商人にも目を向け、彼らの職業文化を子細に観察してヨーロッパの読者に紹介したのも、そうした認識があったからにはかならない。シュペリの日本論の基調をなしているはこの認識である。シュペリ自身が属していたヨーロッパの商工業者は伝統的・貴族的な印章の文化をほとんど捨て去っていたが、日本の同業者たちはそれを新たに吸収し、実印・認印・店判・焼印・遊印などで構成される豊かな記号の世界を創り出していたのである。

注

- (1) 築島謙三『日本人論のなかの日本人』(講談社現代新書、二〇〇〇年)の下巻を参照。
- (2) Vgl. Hans Spörry, Die Verwendung des Bambus in Japan und Katalog der Spörry'schen Bambus-Sammlung mit einer botanischen Einleitung von Dr. C. Schröter, Zürich 1903, S. X. なおシュペリのカタログには一五四六の竹製品が収録されているが、彼自身が収集した品物の数はそれよりはるかに多く、二〇〇〇点余りであったと云う。Vgl. Martin Brauen, Bambus in alten Japan, Kunst und Kultur an der Schwelle zur Moderne. Die Sammlung Hans Spörry im Völkerkundemuseum der Universität Zürich, Stuttgart 2003, S. 25f.
- (3) Hans Spörry, Mein Lebenslauf, 2 Bde., Zürich 1925.
- (4) シュペリの経歴、絹を軸とした日本論については拙稿「スイス絹商人ハンス・シュペリの見た明治の日本」、森田安一編『日本とスイスの交流』(山川出版社、二〇〇五年)、一一九―一三五ページを参照。近世日本の絹の生産地および町人・農民の間での需要については、山脇梯二郎『絹と木綿の江戸時代』(吉川弘文館、二〇〇二年)、三三、三八―四三ページを見よ。なおシュテーターファン・ジーゲリストは日本を訪れたスイス人を「経済」「外交」「文化」「布教」「人道的活動」などに分けて網羅的に紹介しているが、シュペリを「経済」ではなく「文化」の項に組み入れて論じている。Stefan Sigerist, Schweizer in Asien. Präsenz der Schweiz bis 1914, Schaffhausen 2001, S. 244. 日本とスイスの交流の始まりについては、中井品夫『初期日本スイス関係史——スイス連邦文書館の幕末日本貿易史料』(風間書房、一九七一年)に詳しい。日瑞交流史の概観および研究文献については、森田安一「幕末・明治期の日本・スイスの交流をめぐって」、前掲『日本とスイスの交流』、三―二三ページを見よ。同じ編者による『スイスと日本——日本におけるスイス受容の諸相』(刀水書房、二〇〇四年)の諸論文も参照。同書にはスイスのキリスト教界と明治・大正期の日本人の接触について論じた拙文「日本の改革派教会——歴史と現代」も収録されている(第六章)。なおシュペリは当時の宣教師たちには批判的であり、外来の宗教を慎重に見極めようとする日本人に対して宣教師たちは配慮に欠け、布教の成果をあまりにも性急に求めようとする、と述べている。Spörry, Mein Lebenslauf, Bd. II, S. 198f.
- (5) Cf. J. M. Bowers, Japanese Marks and Seals, London, 1882.
- (6) Hans Spörry, Das Stempelwesen in Japan, Zürich 1901. 以下 Spörry, Stempelwesen 2 略す。
- (7) Vgl. Spörry, Stempelwesen, Vorwort, S. 6, 8, 17. フローレンツについては佐藤マサ子『カール・フローレンツの日本研究』(春秋社、一九九五年)を参照。坪井は歴史研究に西洋流の古文字学を導入した人物である。坪井九馬三『史学研究法』(早稲田大学出版部、一九〇三年)を見よ。Cf. Masujima, The Japanese Legal Seal, in: Transaction of the Asiatic Society in Japan, vol. XVII (Yokohama, 1888/89).
- (8) Spörry, Stempelwesen, S. 3-6. 印章の歴史的起源と伝播については不明な点も多いが、メンボタミアに古くから存在したことは明らかである。新関欽哉『東西印章史』(東京堂出版、一九九五年)、第二章を参照。

- (9) Spörry, Stempelwesen, S. 7-12. 古代日本の官印（公印）および私印について詳しくは石井良介『印判の歴史』（明石書店、一九九一年）、三六～六三ページを参照。
- (10) Spörry, Stempelwesen, S. 13-23. 石井、前掲『印判の歴史』、七二～八五、一五五～一五八、一六八～一七三ページ、木内武男『印章』（柏書房、一九八三年）一〇一ページを参照。
- (11) Spörry, Stempelwesen, S. 23-25.
- (12) Spörry, Stempelwesen, S. 25-32. 書画印については荻野、前掲、『印章』、三五五～三六三ページを参照。
- (13) Spörry, Stempelwesen, S. 33-37.
- (14) Spörry, Stempelwesen, S. 37-39.
- (15) Spörry, Stempelwesen, S. 41.
- (16) Spörry, Stempelwesen, S. 41f.
- (17) Spörry, Stempelwesen, S. 42f.
- (18) Spörry, Stempelwesen, S. 44-46.
- (19) 新関、前掲、『東西印章史』、一六六～一八四ページを見よ。
- (20) Spörry, Stempelwesen, S. 5.
- (21) ヘンリー・タイアー『大日本』平野勇夫訳（実業之日本社、一九九九年）、六八～七一ページを見よ。築島謙三、前掲、『日本人論のなかの日本人』下、六二ページも参照。
- (22) タイヤー、前掲、『大日本』、二八三、二八四ページ、カロン『日本大王国志』幸田成友訳（平凡社、一九六七年）、一四三ページ、オイレンブルク『日本遠征記』下、中井晶夫訳（雄松堂書店、一九六九年）、一一三～一一五、三三二ページ、アンペール『幕末日本図絵』高橋邦太郎訳（雄松堂書店、一九七〇年）下、三三七、三四一ページを見よ。
- (23) Spörry, Mein Lebenslauf, Bd. II, S. 173-178.